

自立支援医療（精神障害者の通院医療費）の申請について

精神疾患で通院する際に要する保健医療費の自己負担分を公費負担します。

なお、自己負担は原則 10%で、所得と病気の状況により一カ月あたりの負担上限額が設けられる場合があります。

次の書類をご準備のうえ、川上村役場保健福祉課福祉係（ヘルパーパーク中央棟）へ提出をお願いします。

- (1) 自立支援医療費支給認定申請書
- (2) 診断書（精神通院医療用）・・・通院する病院で作成
- (3) 税務情報の閲覧及び提供に関する同意書

※ 精神障害者保健福祉手帳と同時申請する場合は、「障害者手帳申請書」が必要です。また、(2)の診断書は「精神障害者保健福祉手帳用」となりますのでご注意ください。保険証を持参のうえ提出してください。